

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： フィリピン国パラニャーケ放水路整備事業準備調査
【有償勘定技術支援】 (QCBS)

調達管理番号： 20a00207

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年11月4日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月4日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国パラニャーケ放水路整備事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年1月

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 清水川 佳菜/Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア大洋州部 東南アジア第五課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年11月25日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月4日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年1月7日（木） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月22日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を

公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 事業の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は世界で最も自然災害の多い国の一つである。フィリピン政府は中期開発計画（2017-2022年）において、自然災害に対する脆弱性の低減を主要施策として掲げている。なかでも洪水に関しては年平均で約500万人が被災している状況を踏まえ、当国政府は主要18河川における洪水対策を優先的に実施していく方針である。

マニラ首都圏は、主要18河川の一つであるパッシング-ラグナ流域に位置する。この流域は、パッシング-マリキナ川流域の洪水被害を軽減するために整備されたマンガハン放水路（1988年完成）等により、同流域とラグナ湖流域とが一体化したものである。公共事業道路省は、1990年にJICAが作成支援したマスタープランに基づき、人口や資産が集積するマニラ中心部を守るためにパッシング-マリキナ川の河川改修事業を優先し、ラグナ湖からマニラ湾に湖水を排水するパラニャーケ放水路の整備は将来計画とされていた。同マスタープラン策定から30年が経過し、首都圏の人口増加に伴いラグナ湖沿岸地域でも市街地開発が進み、また気候変動の影響もあり、同地域の浸水被害は無視できない状況となってきている。2009年の熱帯暴風雨オンドイの際にはラグナ湖の水位は約13.9mまで上昇し（年平均湖水位は11.3m）、約130日間沿岸に浸水被害が生じ、最高湖水位時には推定約42万人が被災した。

フィリピン政府は、ラグナ湖沿岸地域の浸水被害を受けて、地下トンネル技術を活用したパラニャーケ放水路整備の実現可能性検討にかかる調査を2016年にJICAに要請した。JICAは、これを受けて2017年及び2019年に基礎情報収集・確認調査（以下、「基礎調査」という。）を実施し、公共事業道路省によるラグナ湖沿岸地域の洪水対策オプションの検討、洪水管理計画案の作成を支援した。同計画案には、パッシング-ラグナ流域の洪水（100年確率のラグナ湖水位）に対応するために、①パラニャーケ放水路の建設、②湖岸堤システムの建設、③非構造物対策が含まれる。パラニャーケ放水路のみでは、湖岸全域の浸水被害を完全に防止することはできないが、同放水路により湖水位をコントロールすることで、浸水深の低下、浸水期間の短縮により沿岸全域の浸水被害を軽減することができる。公共事業道路省は同計画案の中で湖岸堤と比較して、工期が短く、早期の効果発現が見込めるパラニャーケ放水路整備事業（以下、本事業という。）を優先事業として位置づけている。

本調査は、本事業にかかる既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業

として実施するための審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

パラニャーケ放水路整備事業

(2) 事業目的

本事業は、マニラ首都圏においてパラニャーケ放水路を建設することにより、ラグナ湖沿岸地域の浸水被害の軽減を図り、もって同地域及びマニラ首都圏の生活・生産基盤の安定や被災後の早期回復に寄与するもの。

(3) 事業概要

ラグナ湖からパラニャーケ市を通過してマニラ湾に湖水を排水し、ラグナ湖の水位をコントロールするための地下放水路を建設するもの。(延長約 7.2km～9.4km (地上部約 0.6km～1.2km、地下部約 6.0km～8.8km) (施工ルートによる))

1) 土木工事

・パラニャーケ放水路の建設 (国際競争入札 (タイド))

2) コンサルティング・サービス (ショート・リスト方式)

・詳細設計、入札補助、施工監理、非構造物対策計画策定・実施支援、環境管理・モニタリング補助、住民移転支援・モニタリング、カウンターパートへの技能訓練等

(4) 対象地域

マニラ首都圏及びバコール市

(5) 関係官庁・機関

1) 実施機関

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways : DPWH)

2) その他の関係官庁・機関

ラグナ湖開発庁 (Lake Laguna Development Authority : LLDA)

マニラ首都圏開発庁 (Metro Manila Development Authority : MMDA)

地方自治体 (Local Government Unit : LGU)

国家経済開発庁 (National Economic Development Authority : NEDA)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

①開発調査

- ・ マニラ洪水対策計画調査 (1990年)

②円借款

- ・ マニラ地区洪水制御・排水事業 (1973年～)
- ・ メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業 (1997年～2007年)
- ・ パッシング-マリキナ川河川改修事業 (I) (1999年～2000年)
- ・ パッシング-マリキナ川河川改修事業 (II) (2006年～2013年)
- ・ パッシング-マリキナ川河川改修事業 (III) (2012年～2018年)
- ・ パッシング-マリキナ川河川改修事業 (フェーズIV) (2019年～)

③基礎情報収集・確認調査

- ・ マニラ首都圏及び周辺地域における水資源開発計画に係る基礎情報収集調査 (2012年～2013年)
- ・ マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査 (2013年～2014年)
- ・ マニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査 (2017年～2018年)
- ・ ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査 (2019年～2020年)

3. 業務の目的

本事業について、既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が当国関係機関への一方的な提案とならないよう、当国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があることに留意し、当国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について当国政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、各種オンライン手段（Skype, Teams, Zoom 等）、JICA 事務所の TV 会議システムの利用や電子メール等によることも可とする。打合せ後は、受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(3) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 地下放水路の技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) EIRR
- 10) 環境社会配慮

また、その他審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(4) 先行調査のレビュー

本調査に先行して、上述の「フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査（2017年～2018年）」、「ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査（2019年～2020年）」において、ラグナ湖沿岸地域総合洪水管理計画（案）の策定支援、パラニャーケ放水路の整備効果の検討を行っている。本調査において基礎調査結果を最大限活用し、重

複する調査を実施しないよう、効率的に進めるものとする。プロポーザルにおいて、先行調査で調査済みの項目と本調査で対応が必要な項目について整理し、本調査で重点的に調査すべき事項についてその理由とともに提案すること。

(5) ラグナ湖の洪水管理計画

基礎調査で作成支援されたラグナ湖沿岸地域総合洪水管理計画（案）を、本調査の中でトンネル線形が確定した後に見直しを行い、湖岸堤システム建設、非構造物対策を含めて最終化する。また、本事業承認の前提としてマスタープランとしてフィリピン政府が承認することが必要となるため、実施機関に対して必要な支援を行う。

(6) ルート選定

トンネル線形を早い設計ステージで確定することが重要となる。そのため、既設構造物を考慮した平面、縦断線形を調査し、その上で線形について複数オプションを検討し、トンネル線形を最終化する。また、既設構造物とトンネルが近接する場合に、影響検討を実施し既設構造物の安全性を確認する。安全性が確保できない箇所については防護工法等の対策についても検討する。

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業は、本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告・承認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について当国関係機関と十分に協議・調整を行う。

また、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性を確保できるように検討する。

さらに、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(8) 他事業との調整

ADB が「ラグナ湖岸道路開発事業」の F/S を現在実施中で、本事業の設計及び施工計画の検討にあたり、同事業との調整を行う必要がある。また、「南北鉄道延伸事業」、「マニラ首都圏地下鉄事業」等の他事業とも調整が必要となる可能性があるため、調査・検討が必要である。

(9) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト）に該当するため、カテゴリ-Aに分類されている。本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインに加えて、フィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続き（フィリピン国の環境影響評価制度であるDAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) 及び最新の環境天然資源省 (DENR) のガイドラインに基づいた、Environmental Impact Statement (EIS) の作成及び環境影響評価 (Environmental Impact Assessment。以下、EIAという。) を含む) および JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画策定等を先方実施機関が進める上での必要な支援を行う。

先行調査の結果を踏まえ、留意すべき点を以下に示す。

- 住民移転数の規模については、放水路ルートが未定であるため、現段階において確定していないが、取水施設-開水路、排水施設の建設に伴う用地取得で必要な住民移転の規模は取水施設-開水路部分で約340世帯～約360世帯に及び、排水先河川の改修が必要な場合にはさらに移転世帯は増えるものと推定される。
- ラグナ湖で行われている漁業、水運、水生植物栽培・収穫等に影響を及ぼすおそれがある。
- 放流先のマニラ湾への影響を確認する。なお、排水施設の候補地のうちの一つは、ラムサール条約に指定された自然保護区の近傍に位置している。排水時に河川流量の増加が自然保護区の洗掘などの負の影響を引き起こす可能性があるが、溶存酸素量増加など、保護区周辺の水質が改善する可能性もある。本調査では、水質シミュレーションを実施し、マニラ湾への影響を調査する。また、事業が保護区の周辺もしくは重要な生息地に該当しないか確認し、保護区及び生態系への影響について調査するとともに必要な緩和策を検討する。
- トンネル掘削に伴い、相当量（約200万m³）の掘削残土が発生することが想定されており、必要な対策を検討する。残土の運搬方法の検討も踏まえて、運搬先や運搬中の影響についても留意することとする。
- ステークホルダーミーティングの実施などを通して、住民やNGOを含む環境団体などとの十分な協議を行い、合意形成が図れるよう影響緩和策の検討も含め実施機関への支援を行う。

また、環境社会配慮ガイドラインに定める環境社会配慮助言委員会に際しての資料作成や、質疑対応等の業務支援を行う。具体的には、概要説明（2021年2月下旬想定）の上スコーピング案（2021年3月下旬想定）及び報告書ドラフト（2021年9月想定）への2回助言を求める。（作成資料とし

ては概要説明資料、スコーピング案、また質疑への回答案作成。) ※時期は変更可能性あり。

なお、本調査における環境社会配慮の調査範囲は、放水路及び関連施設のみならず土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラも含まれることに留意する。

(10) 掘削残土処理期間の検討

放水路の掘削土処理が全体工期に影響を与えるため詳細な検討を行う。

(11) 運営・維持管理体制の検討

本事業の施設の運営・維持管理に求められる技術レベルと、DPWH 及び MMDA 技術的キャパシティを分析の上、適切な運営・維持管理体制確立に向けた検討・提案を行い、関係機関と早い段階で協議する。加えて、地下トンネル放水路や地下貯留施設の運営・維持管理にかかる本邦技術の移転のために、運営・維持管理マニュアルの作成や本邦技術者による定期的な技術指導等について検討する。

(12) ジェンダーへの配慮

実施機関のジェンダーに係る方針および類似案件におけるジェンダーに係る施策の有無・内容について確認する。その上で実施機関と協議し、本調査および本事業におけるジェンダー課題やニーズに対して対応するための具体的な取り組みの事業内容への反映を検討する。

(13) 業務の実施体制

本調査の関係機関は DPWH、MMDA、LLDA、LGU、NEDA など多岐にわたることから、必要に応じてワーキンググループおよびステアリングコミッティ等を設置し、フィリピン国内の円滑な調整を図ることを予定している。本事業は洪水被害を完全に防ぐものではないことから、本事業の効果に対する詳細な説明・合意には特に留意する。また、全体事業費を含む事業計画については、当国においては、NEDA 理事会等の承認を得た上で決定されることから、本調査を通じて必要資料の作成等の側面支援を行う。

(14) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施(案件監理)段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の

特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(15) 施工時の安全対策について

本案件は地下トンネル工事に加えて、鉄道や道路橋梁等の重要構造物に近接した工事が予想され施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件である。

フィリピン政府の施工時の安全対策に関する法律・基準を確認し、情報収集を行うとともに、当国政府への理解促進を図る。

また、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に比国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

さらに、フィリピン政府に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集および相手国政府への理解促進を図る。

(16) 新型コロナウイルスの影響を踏まえた検討について

新型コロナウイルスの影響を踏まえて、本事業を進めていく上で必要な安全対策、工程の遅延を回避するための方策、事業中及び事業完了後の洪水対応が遅延なく実施できるための方策について検討を行う。

また、本調査が円滑に進むよう必要であれば自治体等との遠隔会議を行うための資機材の調達について認める。

(17) JICA が実施中の関連プロジェクトとの情報交換・調整について

DPWH に派遣予定の「総合治水アドバイザー」、ラグナ湖周辺を対象地域に含む「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」と「気候変動下での持続的な地域経済発展への政策立案のためのハイブリッド型水災害リスク評価の活用」との密な情報交換・調整を行う。

(18) 現地業務日程について

ファクト・ファイディングミッション（2021 年 8 月予定）及びアプレイザルミッション（2021 年 10 月予定）への協力に係る業務量としては、それぞれ現地業務日数 3 日として見積書を作成する。また、ファクト・ファイディングミッション及びアプレイザルミッションの日程を勘案し、現地業務日程を立案する。ミッション派遣時期が変更され、受注者の渡航回数が増加する場合は、旅費（航空賃）の増額について、契約変更の交渉に応じる。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題や更新が必要な箇所を整理し、フィリピン政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である DPWH や、現地関連自治体 (LGU) 等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 自然条件調査

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。1)～4)については基礎調査で調査済みであり、既存のデータを活用する。5)、6)、7)については新規に調査することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 水理・水文調査
- 4) 地形測量
- 5) ラグナ湖の深淺測量

基礎調査では、既存データよりラグナ湖の湖底状況を把握し、取水施設の検討を実施したが、実際の標高及びラグナ湖の湖底状況と既存データでは誤差が生じ、取水施設配置に係るラグナ湖の必要な浚渫量が正確に把握できていない。そのため、深淺測量を実施し、現在の湖底状況を正確に把握した上で、取水施設の開水路区間の検討及び設計を見直す。

6) 地質調査

基礎調査において、概略的な地質構成及び地下水位等を把握するため、6本のボーリング調査を実施した。ボーリングの掘削深度は70mとし、地下深部での地質構造を把握した。しかし、このボーリング調査結果だけでは、延長10kmに及ぶ構造物設計に十分な地質情報とは言えず、追加の調査を行う必要がある。特に、パラニャーケ放水路の取水施設周辺に位置する、Valley Fault System (マリキナ断層) が放水路設計・施工に与える影響を十分に把握できていないため、少なくとも20本程度の追加ボーリング調査を実施し、ルート選定、施工方法の検討、放水路構造設計の検討が必要である。

7) 排水先河川の縦横断測量、排水先河川への影響評価

基礎調査では、パラニャーケ放水路による下流河川への影響を検討した。パラニャーケ・ラスピナス地区においては、治水計画が作成されていないため、基礎調査では各河川で計画規模を設定した。パラニャーケ放水路からの排水による河道水位上昇について検討・評価を行い、築堤による改修を基本とした河道改修断面の検討を行った。パラニャーケ・ラスピナス地区にある河川は水路によって繋がっており、複雑な河川ネットワークとなっている。よって、パラニャーケ放水路の排水による影響は、排水先の河川だけではなく、水路により繋がっている河川にも影響を及ぼす可能性があり、本調査では、河川測量データが不足している箇所について追加調査し構築した解析モデルの精度の向上を図り、パラニャーケ放水路による下流河道への影響を詳細に検討する。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(3) 事業実施計画の策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- 1) 事業の目的
- 2) 対象事業の内容
- 3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について、計画する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。

(4) 概略設計

本調査及び基礎調査結果を活用し、概略設計を行う。概略設計においては、取水口施設、開水路、取水側ゲート施設、沈砂池、取水側立坑（立坑が必要となる場合）、トンネル構造、排水側立坑、排水側ゲート施設、排水路、吐口施設等の構造諸元を明確に示すとともに、乾期における維持管理のためのトンネル内排水を目的としたポンプ施設規模についても検討を行う。また、本事業により排水先河川への影響を踏まえて必要になる堤防等の河川改修計画を行う。

取水側、排水側の各施設については複数案を比較検討した上で決定するものとし、吐口施設の形状については放流水の拡散解析等により環境への影響を確認し影響の少ない形状・仕様とする。トンネル部分についてはコスト縮減の観点等から内径の精査も行う。

なお、概略設計着手前に当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、設計にあたっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。また、減災対策についても考慮する。

（５）事業実施スケジュールの策定

１） 施工計画（仮設を含む）の策定

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法及び円滑な施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定には、可能性のある施工ヤードや資機材の搬出入方法、掘削土の搬出及び処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

２） 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画の予備検討

今後必要となる建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画策定のための予備検討を実施する。

３） 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

４） 必要な資機材の調達事情の調査

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

５） 資機材調達計画の策定

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階での部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

６） 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工にあたって重要な項目及び環境社会配慮、用地取得、使用許可等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

（６）本邦技術の活用可能性の検討

１） 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、耐震性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も可能な範囲で整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

(ア) 立坑工事（圧入式オープンケーソン工法）

(イ) シールドマシン製作、運搬、組立工事（ボルトレスセグメントに対応したマシン）

(ウ) セグメント製作、設置工事（ボルトレスセグメント）

その他：二相ステンレスゲート製作・設置工事

3) フィリピン政府が活用を希望する本邦技術・工法

フィリピン政府が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本邦調達比率の算定

本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(7) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費（特に本体工事費）積算の留意事項・基本方針

事業費（特に本体工事費）の積算に当たっては、

- 本業務の初回協議時に、本体工事費積算に際しての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点等）
- 事業費の積算作業の開始前に、本体工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

を作成し、事前に発注者に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、発注者よる承諾に際しては、プルーフエンジニアリング（PE）及びPEに係る国内支援委員会による外部照査を受けることとする。

2) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算

結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他 2

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ④ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

3) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

また、事業費積算のバックデータ、積算根拠（単価・数量の根拠、採用した国内調査業務に係る標準歩掛等）についても、合わせて提出すること。

4) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」および同マニュアル内に記載の各種積算資料、並びに「設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）」の最新版を参照する。なお、その他積算に当たっての必要事項については、JICA から別途指示する。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、最低限、予備設計レベル（百番台）まで細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する（特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。）。コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

7) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府や近隣国等が実施した類似案件について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・治安対策等）

(8) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」に基づき提案する。

1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情

- 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般状況
- 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）

2) 入札手法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法

- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針

- PQ 条件の設定

- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

(9) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(10) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

6) 運営・維持管理に関する合意形成の仕組みの検討

運営・維持管理に関する合意形成の仕組みについて、ラグナ湖関係者が参加する既存協議会がある場合にはその役割（LLDA がラグナ湖のマスタープランを策定した際の協議会やパッシング・マリキナ河川改修事業の洪水対策委員会等を想定）も整理した上で、必要な組織の立ち上げ等も含めて検討する。

（1 1）操作規則の検討

パラニャーケ放水路の操作規則について検討を行う。操作規則の検討にあたっては、ラグナ湖水位と排水先河川の水位変動及び排水流量、環境への影響等を考慮しゲートの開閉期間も確認する。また、パッシング・マリキナ川流域のロサリオ堰、ナピンダン水門等の施設の操作も踏まえ検討する。

（1 2）実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要となる用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、移転規模、移転先地、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。NEDA 理事会の承認取得に際して、必要資料の作成等の側面支援を行う。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

（1 3）環境社会配慮に係る調査（環境アセスメント報告書案の作成）

当国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー-OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることし、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」を参考にし、フィリピン政府等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ス

ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、DPWHが本プロジェクトに係る環境適合証書（ECC）を取得（2021年9月中目途）することを支援する。

環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、フィリピン政府等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境社会配慮ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

なお、雨期・乾期の季節性によって、生態系や環境、地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響が異なる可能性があることから、2季調査を実施する。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目

- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、これらの状況確認においては必要に応じて国家文化芸術委員会（National Commission for Culture and the Arts : NCCA）や国家先住民族委員会（National Commission for Indigenous Peoples : NCIP）等の関連機関とも連携し、正確な情報収集を行う。）
- イ) フィリピン政府の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ 「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- オ) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。参加者については、例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。）

(14) 用地取得・住民移転計画案の作成

選定された路線に対して調査対象世帯数を概算し、住民移転計画案作成に係る TOR を作成する。また、調査計画段階（「住民移転計画案作成方針」段階）における環境社会配慮助言委員会に係る資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」、世界銀行セーフガードポリシー及び DPWH の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下 1) ~ 11) を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリー B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解決策を提案する。なお、本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るフィリピンの法制度と「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得、住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）、樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- ① 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地

を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

- ② 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- ③ 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

本業務については現地再委託にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ① 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。
- ② 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ③ 損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- ④ 世界銀行セーフガードポリシーOP 4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用とフィリピン政府等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- ⑤ 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価の TOR 案、緩和策案、環境管理計画案を作成する。移転地の選定にあたっては、実施機関は地方自治体と共同でこれを行うことで、住民に利便性の高い移転先を見

つけることが出来るとの先行事例の教訓があるため、これに関しても十分に配慮して、検討を行う。

6) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。また、当該機関の組織能力評価を行い、能力強化策を検討する。基本的には整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援（引越し手当等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療、教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。フィリピン政府等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ① 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ② 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ③ 住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画

案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

(15) ジェンダー配慮に係る調査と計画策定

1) 現状把握

実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関とのジェンダーバランス協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組み（本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(16) 本事業の評価

本事業の評価に当たっては、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、内部収益率（EIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①放水路の総排水量、②最高湖水位、③浸水面積、④浸水時間、⑤浸水人口等を想定しているが、上記項目以外にも、パッシング - マリキナ川流域の洪水がラグナ湖を通じパラニャーケ放水路からマニラ湾に排出されることで得られる、パッシング - マリキナ川流域の洪水被害軽減効果の指標も追加する。

(17) PE 実施のための資料作成

本業務の成果については、JICA が別途雇用するコンサルタント（プルーフエンジニア（以下「PE」という。））による照査を行う。そのため、実施時期（2021年2月、6月、9月頃を想定※時期は変更可能性あり。）において以下の内容を簡潔に整理して発注者に提出し、その内容について承諾を得るものとする。なお、提出から承諾までに要する期間は、それぞれ最大4週間程度を想定している。

1) 業務計画書案の提出時

- 調査の基本方針
- 工事費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）
- 2) 工事費積算の作業開始直前
 - 工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
 - 適用予定の本邦工法・技術
- 3) 工事費積算（案）の提出直後
 - 事業費積算（案）
 - 工期 ※出水期における休工期間を考慮すること
 - 主要工種の工法（仮設を含む）

(18) 国内支援委員会の実施支援

施設設計や操作・運用規則等の技術上の品質確保及びPEに対する助言を目的として、国内支援委員会を設置の場合には、受注者は国内支援委員会において、業務実施過程についての報告を行い、技術的な助言を得ることとする。なお、受注者は国内支援委員会の実施支援を行うものとする。※上述(17)のPEと合わせ実施時期を2021年2月、6月、9月頃（※時期は変更可能性あり。）を想定。

(19) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催（2回実施予定）に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用する。

(20) 業務計画書、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートの作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容をJICAフィリピン事務所に説明を行う。また、フィリピン国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約を和文5部・英文10部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。なお、3)～5)のレポート

提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）及び6) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：2021年7月下旬

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2021年10月上旬

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2022年1月中旬（調査開始後12か月以内を目処）

部数：和文5部、英文10部、CD-R3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を JICA に提出する。

2) 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA (現地調査の場合は JICA フィリピン事務所長も含む) に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 報告書の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：治水事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、国内業務の実施方法についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、**30ページ以下**としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めません。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／治水計画（2号）

➤ 水文・水理解析（3号）

➤ 施設設計（トンネル・立坑構造）（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／治水計画）】

- a) 類似業務経験の分野：治水事業に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 水文・水理解析】

- a) 類似業務経験の分野：治水事業の水文・水理解析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 施設設計（トンネル・立坑構造）】

- a) 類似業務経験の分野：施設設計に係る各種業務（トンネル・立坑の設計経験があることが望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年2月1日より業務を開始し、2021年7月下旬までにインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2021年10月上旬までに準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）、2022年1月中旬までに準備調査報告書（ファイナル・レポート）を作成・提出する。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査開始時期および上記の工程は変更となる可能性がある。

※上記の通り、調査開始時期変更の可能性もあるが、現時点で想定されるスケジュールを以下に記載する。※時期は変更可能性あり。

Fact-Finding Mission:2021年8月, Appraisal Mission:2021年10月,
Pledge:2021年11月, E/N:2021年12月, L/A:2022年2月以降

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 63人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／治水計画（2号）
- ② 排水計画
- ③ 水文・水理解析（3号）
- ④ 施設設計（トンネル・立坑構造）（3号）
- ⑤ 施設設計（取水・排水及び水路構造）
- ⑥ 機械・電気計画
- ⑦ 施工計画
- ⑧ 積算
- ⑨ 運営・維持管理計画
- ⑩ 環境社会配慮（自然環境）
- ⑪ 環境社会配慮（社会環境）
- ⑫ 経済分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン
ト等）への再委託を認めます。

- 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験）
- ラグナ湖の深淺測量
- 排水先河川の縦横断測量、排水先河川への影響評価
- 環境社会配慮（自然環境）
- 環境社会配慮（住民移転計画調査（含む社会経済調査）、ジェンダー配慮）

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

調査団の執務室については、実施機関より提供される予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から借上げ執務室を別見積もりに含めてください。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しま
す。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めま
す。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ご
との業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の
技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、
副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専
任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当
該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事
者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定
者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式
はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書
への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は
省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ
ん。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。た
だし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材
の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分
の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、
当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション
能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写
しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を別見積りとして計上してください。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 地質調査（ボーリング調査）20,000 千円
 - ラグナ湖の深淺測量 3,000 千円
 - 排水先河川の縦横断測量 6,400 千円
 - 環境社会配慮（自然環境）20,000 千円
 - 住民移転計画調査（含む社会経済調査）12,000 千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【フィリピン】

東京⇄マニラ（日本航空／全日空／フィリピン航空）
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料

- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」〈国際協力機構〉
- 「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）〈国際協力機構〉

(2) 公開資料

- 「フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査」ファイナル・レポート

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_12308268.html

(3) 閲覧資料

以下の資料の閲覧を希望する場合は、以下案件担当者までご連絡、ご調整ください。**（閲覧期間：2020年11月4日～2020年12月4日）**

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 平塚
/Hiratsuka.Ayumi@jica.go.jp/03-5226-8953

- ・ 「ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査」ドラフトファイナル・レポート

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／治水計画</u>	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11.00)
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水文・水理解析</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>施設設計（トンネル・立坑構造）</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	

エ) その他学位、資格等	4.00
--------------	------

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

【オプション1：旅費（航空賃）の金額を定額計上又は単価指定なしの場合】

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション3：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション4：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。